

公害の防止の方法

指導基準の対応状況

(○:対応している、×対応していない、△今後対応を行う、－該当しない)

対応状況	指導基準
	1 敷地の周囲に遮音性の高い塀を設置し、防音対策を行うこと。ただし、周辺住民から風通し、見晴らし、日当たり等の要望がある場合は、これらを配慮すること。
	2 車両の出入口は、住宅側から離れた位置に設けること。
	3 敷地内で使用する油圧ショベル等の建設機械を超低騒音型にすること。
	4 フォークリフトを使用する場合は、電気モータ式を使用すること。
	5 車両のバックブザーは、危険が発生しない範囲で鳴らさないこと。
	6 停車中の車両のエンジンは停止させること。
	7 資材等が落下する音を防止するため、作業場所の床に緩衝機能を有する素材(ゴムマット等)を敷く こと。
	8 早朝及び夜間並びに日曜日及び休日の作業は控えること。
	9 騒音及び振動を低減させる作業方法、使用方法を作業者等に徹底すること。
	10 作業者等の話し声の大きさに注意すること。
	11 著しい騒音及び振動が発生する作業は、住宅側から離れた場所で行うこと。
	12 資材等の積み降ろしは、静かに行うこと。
	13 出入りする車両の通行時間、速度規制及び運搬経路を検討し、公害の防止に努めること。
	14 建築物がある場合、作業は可能な限り屋内で行うこと。
	15 資材等が互いに衝突する音に注意すること。
	16 看板を設置し、作業者等に騒音及び振動の防止を啓発すること。
	17 粉じん等の飛散を防止するため、散水等の対策を行うこと。
	18 油分等を使用する作業を行う場合、油水分離槽の設置等、油類の流出防止対策を行うこと。

その他事業所独自で行っている公害防止対策

--